

処置請求に対する取扱規程（会規第七十三号）中一部改正

処置請求に対する取扱規程（会規第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百七十八条の二第五項、第二百九十五条第五項若しくは第二百九十九条の七第一項若しくは第二項」、「第三百三条第二項」及び「第七条第七項」を削り、「基づく裁判所」を「基づき、裁判所（若しくは裁判官。以下同じ。）」に、「の処置請求」を「から弁護士会又は日本弁護士連合会（以下「連合会」という。）に対し、弁護士である弁護士又は付添人について適当な処置をとるべきことの請求」に、「日本弁護士連合会（以下「連合会」という。）」を「連合会」に改める。

附 則

第一条の改正規定は、令和五年十二月八日から施行し、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）第一条のうち刑事訴訟法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とする改正規定の施行の日から適用する。